

さ情審査答申第146号
平成29年9月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年2月14日付けで貴職から受けた、「南区役所福祉課が保有する個人情報漏洩に関する文章（南区役所生活保護課伊藤係長と稲葉氏が私の個人情報を漏洩されその事をさいたま市役所内行政透明推進課小野氏に調査を依頼しその事を文書でお願いしたが音信不通又生活保護課も音信不通なので県警本部へ相談全て情報開示請求しなさいとの事）」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年10月18日付け南健福第1038号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、該当する文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、反論書、意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 開示されるべき書類が出されていない。他の課からは開示されている。住宅ソーシャルワーカー等のやりとりとその後のトラブル等の書類の開示を求める。
- (2) 平成28年10月4日、実施機関（南区役所福祉課（以下「実施機関①」という。））、行政透明推進課（以下「実施機関②」という。））、生

活福祉課（以下「実施機関③」という。））に対して、それぞれが保有する個人情報漏洩に関する文章の個人情報開示請求を行った。

これらに対し、実施機関②と実施機関③からは文書が開示されたが、実施機関①は文書不存在として不開示だった。実施機関②と実施機関③からは開示されたのだから、実施機関①に文書が存在するはずはなく、不開示処分は不当である。

- (3) 元々、実施機関①の担当係長は、私に対して色眼鏡的な対応をするので、以前から悩んでいた。そのことは前の担当係長や医師にも相談しており記録も残っている。平成28年5月30日に当該係長とトラブルがあり、それ以降1本の連絡も訪問もない。その間に、埼玉県警本部のアドバイスで、当該係長の私に対する不当な扱いに対して実施機関③に苦情の申し出をしたが、一切話を進めてくれない状態である。埼玉県からも話はしてもらったが対応は一切なかった。
- (4) こんな状態の中で本件個人情報開示請求をしたが、実施機関①からは不開示とされた。この不開示は生活保護者をサポートする部署の心ない腹黒い人間の、私に対する嫌がらせの対応であり、地方公務員としていかなるものか。
- (5) 平成28年12月14日に浦和区くらし応援室の心ある対応で、実施機関①は3枚の開示があると聞いた。文書不存在を理由とした本件不開示処分はおかしなことである。
- (6) また、実施機関①が住宅ソーシャルワーカーとぐるになり私を悪者に行っている証拠があるから、さいたま市から埼玉県警本部に開示請求してほしい。
- (7) 漏洩された個人情報とは、私の逮捕・勾留とそれによる家賃滞納及び刑事前科あるいは犯罪履歴のことである。この情報はさいたま市生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業（以下「支援事業」という。）遂行に無関係な情報であるのに実施機関①は、当該支援事業の委託事業者にその情報を提供した。支援事業利用の申込みをした理由は、従来の住宅扶助の限度額が4万7700円から平成28年4月1日に4万5000円に減額されることによるものである。たまたま逮捕・勾留されて生活保護が停止になり、家賃が滞納になったが、もともと支援事業を利用する予定であった。つまり、本件支援事業利用申込の理由はあくまで住宅扶助減額によるものであるから、逮捕・勾留と家賃滞納及び刑事前科等の情報は支援事業遂行に無関係な情報である。したがって、これら個人情報は住宅ソーシャルワーカーに提供されるべきではなかったのに、これを提供したのだから個人情報の漏洩である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関①は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のよう
に説明している。

- (1) 審査請求人は、さいたま市から生活保護費（住宅扶助の額は4万7700
円）を受給し、賃借建物に居住していたが、平成27年10月に逮捕・拘留
されたことから、生活保護費の支給が停止となり、家賃滞納に至った。
- (2) 審査請求人は平成28年2月に保釈され、同月、南福祉事務所長（南
区福祉課長）宛に支援事業の利用を申し込んだ。申込の際、審査請求人
は本支援事業の目的を達成するために必要があるときは、審査請求人自
身及び世帯員の生活歴、職歴及びそのほか支援に必要となる事項を、さ
いたま市が事業を委託する事業者情報提供するとともに、調査及び支
援を囑託し、又は事業者報告を求めることについて同意し、「さいた
ま市生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業利用申込書兼同意
書」を提出した。支援事業の利用申込みに基づき、同年3月、委託先事
業者に、審査請求人の概要、生活歴、保護に至った理由等の情報を提供
した。
- (3) 提供した情報は、支援事業の目的を達成するために必要な事項であ
り、かつ、情報提供について審査請求人に予め得ている同意の範囲内
であるから、個人情報漏洩にあたるものではない。このように個人情
報を漏洩した事実が存在しないのであるから、漏洩した事実を記載した文
書も存在しない。よって本件開示請求に対しては文書不存在とした。
- (4) 審査請求人は、本件開示請求と同一内容の開示請求を他に2件提出し
ており、他課からは開示されているから実施機関①のみ不開示はおかし
いと主張するが、実施機関①としては、他課へ開示請求した内容及び他
課が開示した内容については承知するところではないが、いずれにして
も、漏洩した事実を記載した文書が存在しないことには変わりはない。
- (5) 審査請求人は「開示されるべき書類が出ていない」と主張しており、「住
宅ソーシャルケースワーカー等のやりとりとその後のトラブル等の書
類」を審査請求の理由欄に記載しているが、本件に係る個人情報開示請
求書にもともとそのような記述はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、平成28年10月4日、実施機関①に対し、保有する
個人情報漏洩に関する文章の開示を求めた。審査請求人によれば、開示

を求める個人情報漏洩に関する文章とは、審査請求人が逮捕・勾留され家賃滞納に至った事実及び刑事前科・犯罪履歴を、実施機関①が住宅ソーシャルワーカーに漏洩したことを内容とするものであると主張した。

実施機関①は、審査請求人の個人情報を漏洩した事実はなく、したがって漏洩したことを内容とする文書は存在しないことから不開示とした。

- (2) 審査請求人は、本件個人情報開示請求と同日時に、実施機関②と実施機関③に対しても、同一内容の個人情報開示請求をしたところ、それぞれ文書が開示されているから、実施機関①に文書が存在しないはずはないこと、また、実施機関①が住宅ソーシャルワーカーとぐるになり審査請求人を悪者に行している文書（住宅ソーシャルワーカーとのやりとりと、その後のトラブル等の書類）が存在するとして、文書不存在を理由とした本件処分を不服として審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人が開示を求めた文書について

審査請求人の主張によれば、実施機関①が審査請求人に対する居宅移行支援を委託先事業者に委託した際、支援に関係のない逮捕・勾留と家賃滞納及び刑事前科・犯罪履歴を住宅ソーシャルワーカーに漏洩したという。

そうすると、審査請求人が開示を求める「個人情報漏洩に関する文章」とは、実施機関①が審査請求人に対する支援業務を遂行する過程で作成した、「審査請求人の逮捕・勾留と家賃滞納及び刑事前科・犯罪履歴が書いてある文書」であると推測できる。

- (2) 事実経過について

審査請求人は生活保護法（昭和25年法律第144号。）における被保護者であり、支給される住宅扶助費（家賃）は実施機関①が借家の管理会社に代理納付していた。住宅扶助費は当時限度額が4万7700円であったが、平成27年4月14日付け社援発0414第9号「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」に基づく基準の変更により、次期契約からは4万5000円に減額されることになっていた。当時の契約は平成28年3月までであった。

審査請求人は平成27年11月逮捕・勾留（翌28年2月に保釈）されたため、生活保護を必要としない状態になったとして生活保護が停止された。実施機関①は住宅管理会社に家賃を代理納付する必要がなくなったが、契約は継続されていたため、審査請求人は家賃滞納に至った。

審査請求人は平成28年2月南福祉事務所長（実施機関①）宛に、支援事業の利用を申し込んだ。その際、審査請求人は本支援事業の目的を達成するために必要があるときは、本人及び世帯員の生活歴、職歴及びそのほか支援に必要となる事項を、委託先事業者に情報提供することを含む内容に同意した「利用申込兼同意書」を提出した。

実施機関①は支援事業実施要綱第4条(5)に規定する「居宅を喪失するおそれのある者」に該当し、支援が必要であると認め、委託先事業者に、支援事業の目的を達成するために必要な事項として、審査請求人の概要、生活歴等の情報を提供した。

(3) 文書の存否

上記(2)の経緯によると、実施機関①が審査請求人を支援事業対象者と認定したのは、逮捕・勾留による生活保護費の支給停止による家賃滞納を契機としていることである。また、実施機関①が審査請求人の概要、生活歴等の情報を委託先事業者に提供したことは審査請求人の同意を得ていることによるものである。したがって、提供した情報は、支援事業の目的を達成するための情報であって、提供することについて本人の同意が得られているものであると解される。

そうすると実施機関①が、審査請求人を支援する事業の遂行過程において、上記の諸要素を踏まえて作成した文書に、審査請求人のいう「請求人の逮捕・勾留と家賃滞納及び刑事前科・犯罪履歴」に言及するところが仮にあったとしても、「漏洩した文書」という本件開示請求に対しては文書不存在を主張することは当然であるものと理解できる。

また、「住宅ソーシャルワーカー等とのやりとりと、その後のトラブル等の書類」の存在を主張するが、本件個人情報開示請求書の「開示請求に係る個人情報の名称又は内容」欄にもともとそのような記載はないことは明らかである。

(4) 実施機関②及び実施機関③から開示された文書との関係について

実施機関②から開示された文書は、審査請求人から「南区役所福祉課が私の個人情報を漏洩した」という苦情をうけた実施機関②が、行政の透明性を確保する観点から、実施機関③と実施機関①にそれぞれ聞き取りをし、聞き取った内容やその後の審査請求人との対応等を記録したものである。

また、実施機関③から開示された文書は、審査請求人と委託先事業者所属の住宅ソーシャルワーカーとのトラブルとそれをめぐる実施機関①の対応について本庁組織のいわゆる親課として、起こった事象を記録したものである。

そして、実施機関①は両課から聞き取られた側であり、聞き取られた内容を記録していないため文書不存在であると主張している。

これらの事実は、審査請求人の主張する「個人情報漏洩に関する文章」の存在をうかがわせるものではなく、そのような文書の不存在を主張する実施機関①の主張に不自然なところはない。

- 3 審査請求人のその余の主張については本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。
- 4 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 2月15日	諮問の受理（諮問第449号）
②	同年 3月16日	審議
③	同年 4月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同年 5月18日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同年 6月15日	審議
⑥	同年 8月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)